

第33号議案

「「能楽体験 こども教室」「能楽体験 教員セミナー」の後援名義の使用について

上記の議案を提出する。

令和5年8月8日

提 出 者 文京区教育委員会
教育長 加藤 裕一

別記様式第1号 (第6条関係)

文京区教育委員会 共催・後援 名義使用申請書

2023年 6月 29日

文京区教育委員会 殿

申請者 (申請団体) 公益社団法人能楽協会

住所 (所在地) 〒169-0075
東京都新宿区高田馬場4-40-13 双秀ビル

代表者名 (ふりがな) りじちよう かんぜてつものじよう
理事長 観世鏡之丞

代表者連絡先 (事務担当者) 03-5925-3871
谷 南津子

下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催・後援名義を使用したく、申請します。

記

事業名	「能楽体験 こども教室」 「能楽体験 教員セミナー」	
共催又は後援名義等の使用を必要とする理由	より多くの子供及び教員の参加を促し、協力体制を整える為。	
実施期間	2023年 9月 24日 (日) から 2023年 9月 24日 (日) まで (1日間)	
実施場所	宝生能楽堂 (東京都文京区本郷1-5-9)	
事業内容	目的※	「能楽体験 こども教室」では、普段馴染みのない能楽を体験・鑑賞することで、日本文化の迫力や楽しさを感じ学んでもらう。子供たちの豊かな人間性が涵養され、将来的な能楽の継承発展と地域の活性化に資することを目的とする。 「能楽体験 教員セミナー」では、学習指導要領の改訂により、音楽の授業で扱う伝統音楽が充実されたことを受け、教員の方々に伝統音楽の専門知識や正しい演奏方法を知って頂き、本セミナーを機に子供達が伝統音楽に触れる機会を出来るだけ多く作って頂くことを目的とする。
	内容	「実施企画書」参照
	対象者	「実施企画書」参照 (参加予定人員 人)
	参加費	無料
他団体の共催、後援等 (申請中、承認済の別)	特になし	
備考		
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに <u>同意する</u> ・ 同意しない		

※「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

令和5年6月27日

令和4年度第二次補正予算事業 「地域における子供たちの伝統文化の体験事業」

「能楽体験 教員セミナー」水道橋 開催概要

公益社団法人能楽協会

学習指導要領の改訂により、音楽の授業で扱う伝統音楽が充実されたことを受け、教員の方々に伝統音楽の専門知識や正しい演奏方法を知って頂くことを目的として実施致します。
又、体験を通して能楽の知識を深めることにより、今後の授業に生かせるようにすることも目標としております。

■趣旨

- ・まずは教員の方々に能楽を知って頂きたい。
- ・「伝統音楽を授業で効果的に扱える方法」について、能楽師と共に考えて頂く機会とする。
- ・本セミナーを機に、子供達が伝統音楽に触れる機会を出来るだけ多く作って頂きたい。
- ・教員の方々との意見交換を行い、今後の同事業の発展に繋げていきたい。

■実施内容

日時 令和5年9月24日（日）14:00～16:30

会場 宝生能楽堂（東京都文京区本郷1-5-9）

対象 小中学校教員、教職課程の学生

※上記以外の教員の方も参加可。

定員 100名（先着順、要事前申込）

参加費 無料

- 内容
- 1) 本事業の趣旨・目的、謡・能楽囃子の特徴、能の歴史・音楽性等についての解説
 - 2) 能面・能装束の紹介
 - 3) 能「敦盛」上演（一部）
 - 4) 実技指導を学習するための体験（謡・太鼓）
 - 5) 授業における能楽の取り扱いについての現状の共有

※尚、同事業を令和6年1月5日大槻能楽堂（大阪府・大阪市）でも実施を予定しております。

本事業は、文化庁 令和4年度第二次補正予算事業「地域における子供たちの伝統文化の体験事業」の一環として、当協会主催にて実施するものです。当協会は、平成23年度から継続して同事業を行っております。

【お問合せ】

公益社団法人能楽協会 事務局担当：若松、谷

TEL：03-5925-3871/FAX：03-5925-3872/E-mail：kyokai@nohgaku.or.jp

令和4年度第二次補正予算事業 「地域における子供たちの伝統文化の体験事業」

「能楽体験 こども教室」水道橋 開催概要

公益社団法人能楽協会

本格的な能舞台において、普段馴染みのない能楽を体験・鑑賞することで、日本文化の迫力や楽しさを感じ学んでもらうプログラムを実施致します。子供たちの豊かな人間性が涵養され、将来的な能楽の継承発展と地域の活性化に資することを目標としております。

■趣旨

- ・能楽を知り興味関心を促すことで、「能楽は楽しい」「伝統芸能はすごい」と感じて頂きたい。
- ・実際に能舞台に立ち、楽器等に触れることで、子供たちが本物の日本の伝統芸能の魅力を体感して頂く。
- ・能楽を継続して修得したいと思わせると同時に守るべき文化であることを学んで頂きたい。

■実施内容

- 日 時 令和5年9月24日(日) 10:00~12:30
- 会 場 宝生能楽堂(東京都文京区本郷1-5-9)
- 対 象 小学校1年生から中学校3年生、及び保護者(付き添いとして)
- 定 員 30名(先着順、要事前申込)
- 参加費 無料
- 内 容 1) 能楽の歴史のお話、能面等の紹介
2) 能「羽衣」の謡体験(全員で)
3) 楽器(小鼓・太鼓)体験/能舞台での舞体験(グループに分かれて、それぞれ体験)
4) 能「羽衣」上演
5) 質問コーナー

※尚、同事業を令和6年1月5日大槻能楽堂(大阪府・大阪市)でも実施を予定しております。

■(ご参考)当協会が実施した過去の子供向け事業のチラシ別紙添付しております。

本事業は、文化庁 令和4年度第二次補正予算事業 「地域における子供たちの伝統文化の体験事業」の一環として、当協会主催にて実施するものです。

【お問合せ】

公益社団法人能楽協会 事務局担当:若松、谷

TEL:03-5925-3871/FAX:03-5925-3872/E-mail:kyokai@nohgaku.or.jp

事業予算書

事業名 「能楽体験 教員セミナー」
「能楽体験 こども教室」
団体名 公益社団法人能楽協会

	項目	金額	積算の内訳
収 入	文化庁 助成金	5,100,000	
	自己負担金	11,206	
	合計	5,111,206	

	項目	金額	積算の内訳
支 出	講師謝金	2,070,000	講師謝金
	借損料	559,140	会場使用料、衣装・楽器等借料
	通信運搬費	989,986	学校宛DM発送費、講師宛案内等通信運搬費
	雑役務費	1,028,444	チラシ作成費、入門冊子・テキスト・案内状印刷費等
	一般管理費	463,636	
	合計	5,111,206	

公益社団法人 能楽協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人能楽協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、我が国を代表する古典芸能である能楽の伝統と秩序を維持し、この芸能を存続するための人材を養成し、会員能楽師の交流と研修の実施による教養の向上及び能楽に関する技芸錬磨を図り、その成果を公表して一般の能楽観賞に資し、またその知識を高めることで、能楽の振興を図るとともに、会員能楽師の芸能活動の推進、活動条件の改善及び地位の向上に努め、合わせてその実演に係る権利擁護とともに能楽実演データを正しく保存し、もって我が国の文化芸術の発展に寄与することを目的とする。

(規律)

第4条 この法人は、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 能楽界の伝統と秩序を維持するために必要な業務
 - (2) 能楽を存続させるために必要な人材の養成
 - (3) 能楽師の教養及び技芸向上のための研修会及び公演の開催
 - (4) 演能会の開催及びその他普及活動の実施
 - (5) 会員能楽師が行う演能会及びその芸能活動を推進するための支援
 - (6) 能楽実演データを正しく保存及び利用するために必要な事業
 - (7) 能楽関係団体及びその他文化芸術団体との交流、提携
 - (8) その他第3条の公益目的を達成するために必要な事業
 - (9) 会員能楽師の福祉をはかるための事業
 - (10) 会員能楽師の親睦をはかるための事業
- 2 前項第1号、第2号、第3号、第7号、第9号及び第10号の事業は、日本全国において行うものとし、前項第4号、第5号、第6号及び第8号の事業は、必要に応じて本邦及び海外において行うものとする。

第3章 社員

(法人の構成員)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1)正会員 この法人の目的及び事業に賛同して入会した能楽師個人
 - (2)賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するため入会した個人又は団体
- 2 前項のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、一般社団・財団法人法という)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

- 第7条 この法人の正会員になろうとする者は、正会員2名以上の推薦により、所属流儀並びに所属を希望する支部がある場合には、その賛同を受け、理事会において定める入会申込書に芸歴書を添付して申し込まなければならない。
- 2 この法人の賛助会員になろうとする者は、理事会において定める入会申込書により、申し込まなければならない。
- 3 この法人は、前2項による申し込みを受けた場合、社員総会において定める入会資格及び入会者推薦に関する規程により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(経費の負担)

- 第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は正会員になった時及び毎年、賛助会員は毎年、社員総会において定める入会金及び会費規程に従い定められた額を支払う義務を負う。
- 2 既納の入会金及び会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(会費免除)

- 第9条 正会員は、老齢・病気その他の事由により、会費免除の恩典を受けることができる。
- 2 会費免除は、社員総会において定める会費免除規程により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(退社)

- 第10条 会員は、理事会において定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、該当会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、社員総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) この法人の定款及びこれに付随する規程、又は会員としての義務に違反したとき。
 - (2) 第8条の支払義務を履行しなかったとき。
 - (3) 入会資格及び入会者推薦に関する規程の定めから逸脱したとき又は同規程第8条の定めに応ずるとき。
 - (4) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

- (5) 会員としての体面を汚損し、又は能楽界の伝統秩序を乱す行為があるとの申出を会員 5 名以上から受けたとき。
 - (6) その他の正当な事由があるとき。
- 2 前項第 1 号及び第 2 号については、社員総会において定める会員の除名に関する規程に従うものとする。
 - 3 前 2 項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第 12 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総正会員が同意したとき。
- (6) 正会員が芸事を廃したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 13 条 会員が前条の規程によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができないものとする。

- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第 4 章 社員総会

(種類)

第 14 条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

(構成)

第 15 条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第 16 条 社員総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項並びにこの定款で定める次の事項を決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 定款の変更
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの付属明細書の承認
- (4) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (5) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 会員の除名
- (8) 支部の設立及び解散
- (9) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第 17 条 定時社員総会は、毎年 1 回 6 月に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。

(2) 議決権の 10 分の 1 以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

(3) 前号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。

一 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合。

二 請求があった日から 6 週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合。

(招集)

第 18 条 社員総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 理事長は、前条第 2 項第 2 号の規程による請求があったときは、その日から 6 週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の 2 週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第 19 条 定時社員総会の議長は、理事長とし、臨時社員総会の議長は、会議のつど正会員の互選で定める。

(議決権)

第 20 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(定足数)

第 21 条 社員総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 22 条 社員総会の議事は、一般社団・財団法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に定めるものを除き、正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決する。

2 前項の規程にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第 23 条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正

会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規程の適用については、その正会員は出席したものとみなす。
- 3 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在員数及び出席者数並びに書面表決者及び表決委任者の数
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名押印をしなければならない。

(社員総会運営規程)

第26条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規程による。

第5章 役員等

(役員の設定)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

理事 15名以上25名以内

監事 3名以内

- 2 理事のうち、1名を理事長とし、2名以内を副理事長、1名を専務理事、6名以内を常務理事とすることができる。
- 3 前項の理事長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 理事会は、前項にかかわらず、理事会において定める理事会運営規程により、前項に定める以外の理事から業務を分担執行する理事を選任することができる。

(役員を選任)

第28条 理事及び監事は、社員総会において各々選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会において理事の中から選任する。

- 3 監事は、この法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、副理事長に事故があるとき又は欠けたとき、必要に応じてその職務を代行する。
- 5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故があるとき又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 6 理事会は、理事長及び前2項に定める専務理事並びに常務理事以外の理事のなかから、業務を分担執行する者を選任することができる。
- 7 業務を執行する理事の権限は、理事会において定める職務権限規程による。
- 8 理事長、専務理事、常務理事及び第6項の業務を執行する理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第30条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

- 第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし再任を妨げない。
 - 3 補充又は増員により選任された役員の任期は前任者又は現任者の残任期間とする。ただし、増員された監事の任期については、現任者の残存期間が2年に足りないときは、前項によるものとする。

(解任)

- 第32条 役員は、社員総会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

- 第33条 役員は無報酬とする。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。また、役員がこの法人の職務を行う場合における、旅費等の額については、社員総会において定める役員等出張旅費規程による。

(取引の制限)

- 第34条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
 - 3 前2項の取扱いについては、理事会において定める理事会運営規程によるものとする。

(責任の免除)

- 第35条 この法人は、役員一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

- 第36条 この法人に、顧問を若干名置くことができる。
- 2 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。
 - 3 顧問は、無報酬とする。ただし、顧問には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問の職務)

- 第37条 顧問は、理事長の諮問に応え、理事会に対し、意見を述べるることができる。

第6章 理事会

(構成)

第38条 この法人に理事会を置く。理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第39条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 規程及び規則等の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 会員の入会及び退社に関する事項
 - (4) 正会員の会費免除の決定
 - (5) この法人の業務執行の決定
 - (6) 理事長、副理事長、専務理事、及び常務理事の選定及び解職
 - (7) 理事の職務の執行の監督
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備)
 - (6) 第35条の責任の免除

(種類及び開催)

第40条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度4回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第30条第1項第5号の規程により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第41条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により、監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(議長)

第 42 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第 43 条 理事会は、理事現在数のうち、決議について特別の利害関係を有する理事を除く過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 44 条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。

(決議の省略)

第 45 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 46 条 理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規程は、第 29 条第 8 項の規程による報告には適用しない。

(議事録)

第 47 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び出席した監事は、これに署名押印しなければならない。

(理事会運営規程)

第 48 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 49 条 この法人の資産は次のとおりとする。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生ずる果実

(5) その他の収入

- 2 寄付金品であつて、寄付者の指定があるものは、その指定に従う。

(財産の管理・運用)

第50条 この法人の財産等の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会において定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

第51条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第52条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規程にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
- 4 第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。また、同書類は、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、理事会において定める情報公開規程により、閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第53条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項の書類については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、理事会において定める情報公開規程により、閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 運営組織及び事業活動の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第54条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、公益社団・財団法人認定法という)施行規則第48条の規程に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第3号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

- 第 55 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。
- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を得なければならない。

(会計原則)

- 第 56 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第 57 条 この定款は、第 59 条並びに第 60 条の規程を除き、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上多数の議決により変更することができる。
- 2 前項の変更を行う場合において、公益社団・財団法人認定法に定めがある場合には、その変更にあたり行政庁の認定を受けるものとする。

(解散)

- 第 58 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 148 条第 1 号から第 2 号及び第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数の議決により解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

- 第 59 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合には、その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除き、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益社団・財団法人認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

- 第 60 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団・財団法人認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 支部

(支部)

- 第 61 条 この法人は、定款の目的達成のため、各地域におけるこの法人の事業を円滑に推進するため、必要に応じて支部を置くことができる。その設立に関しては、理事会において定める支部運営規程に従うものとする。
- 2 支部は、その運営に関し、理事会において定める支部運営規程に従うものとする。
- 3 支部の設立及び解散は、支部運営規程に定める必要手続を経た後、理事会の承認を受けた上で、社員総会でこれを認めた場合に限る。

第10章 委員会

(委員会)

- 第62条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員は、会員、学識経験者、及びその他のうちから、必要に応じて理事会が選任する。
 - 3 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会において定める委員会運営規程に従うものとする。

第11章 事務局

(設置等)

- 第63条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、所要の職員を置く。職員の就業に関し必要な事項は、理事会において定める職員就業規則によるものとする。
 - 3 重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める事務局組織規程によるものとする。

(備付け帳簿及び書類)

- 第64条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を常に備えておかなければならない。
- (1) 定款、規程、及び規則
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事、監事及び職員の名簿並びに履歴書
 - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 定款に定める機関(理事会及び社員総会)の議事に関する書類
 - (6) 財産目録
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告書
 - (9) 前号の監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、理事会において定める情報公開規程によるものとする。

第12章 公告の方法及び個人情報の保護

(公告の方法)

- 第65条 この法人の公告は、電子公告による。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(情報公開)

- 第66条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会において定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 67 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、社員総会において定める個人情報管理規程によるものとする。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下、整備法という)第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、野村太良(野村萬)とする。
- 3 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 51 条の規程にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とし次の 3 月 31 日をもって終了とする。

平成 26 年 6 月 12 日一部変更

第40期理事一覧(年齢順・肩書入り)

	役職	氏名	方流	生年月日	年齢 (本日現在)
1	理事長	観世鏡之丞	シテ方観世流	昭和31年10月23日	66
2	副理事長	武田宗和	シテ方観世流	昭和23年9月2日	74
3	副理事長	大倉源次郎	小鼓方大倉流	昭和32年9月7日	65
4	専務理事	金井雄資	シテ方宝生流	昭和34年8月9日	63
5	常務理事	國川純	大鼓方高安流	昭和23年7月27日	74
6	常務理事	観世喜正	シテ方観世流	昭和45年9月25日	52
7	常務理事	中村邦生	シテ方喜多流	昭和29年4月21日	69
8	常務理事	成田達志	小鼓方幸流	昭和39年3月2日	59
9		井上裕久	シテ方観世流	昭和30年7月26日	67
10		大藏彌太郎	狂言方大蔵流	昭和49年12月6日	48
11		小倉伸二郎	シテ方宝生流	昭和49年2月2日	49
12		金子敬一郎	シテ方喜多流	昭和43年9月24日	54
13		桜井均	太鼓方金春流	昭和34年11月23日	63
14		辻井八郎	シテ方金春流	昭和41年9月21日	56
15		津村聡子	シテ方観世流	昭和39年3月24日	59
16		豊嶋晃嗣	シテ方金剛流	昭和48年3月10日	50
17		野村万禄	狂言方和泉流	昭和41年4月5日	57
18		戸田幸稔	シテ方金剛流	昭和32年11月1日	65
19		藤波重彦	シテ方観世流	昭和39年9月27日	58
20		宝生欣哉	ワキ方宝生流	昭和42年5月21日	56
21		松田弘之	笛方森田流	昭和28年1月29日	70
22		松田若子	シテ方宝生流	昭和39年5月5日	59
23		水上優	シテ方宝生流	昭和47年11月3日	50
24		山井綱雄	シテ方金春流	昭和48年5月25日	50
25		山本章弘	シテ方観世流	昭和35年11月1日	62

能楽堂へGO!GO!

こども能楽たいけん☆ワークショップ

さわってみよう 能の世界

りゅーとびあ能楽堂を小学生の皆さんに大公開!

りゅーとびあの中に、能楽堂という場所があるのを知っていますか?

能楽堂は、能や狂言を演じる特別な場所です。

今回はりゅーとびあ能楽堂を小学生の皆さんに大公開!

能舞台に立って能楽師のマネをしたり、能の楽器を体験してみよう!



令和4年1月16日(日)14:00~16:00

りゅーとびあ 新潟市民芸術文化会館 能楽堂

内容 お能を体験してみよう
・能舞台で能の動きに挑戦!
・能楽の楽器にさわってみよう!(笛・小鼓・大鼓・太鼓)
※楽器は上記の中から1~2種類を体験していただきます。
お能を実際に観てみよう

対象 小学生
*同伴の保護者の方は、空席から見学いただけます。
未就学児も同伴可能です。(保護者とご一緒に見学となります)

参加費 500円(要申込)

定員 先着30名

申込み受付開始日 12月10日(金)

申込み方法 裏面をご覧ください。

お問い合わせ りゅーとびあ事業企画部

TEL.025 (224) 7000

(平日10:00~18:00/休館日除く)

能の動きに挑戦!



能を観てみよう!



楽器を体験!



半能・船弁慶 宝生流

能楽と弁慶が船の上で亡霊を退治するお話です。

【主催】公益財団法人新潟市民芸術文化振興財団
【協力】公益社団法人能楽協会

りゅーとびあ
新潟市民芸術文化会館
〒951-8132 新潟市中央区一宮町清町3番地?
(白山公園内)
http://www.yutopia.or.jp



平成26年度 文化庁
次代の文化を創造する新進芸術家育成事業

参加費無料

体験ワークショップ
応募方法は
裏面をご覧ください。

さわってみよう

能の世界

体験内容

- ★楽器にさわってみよう
- ★能・狂言のせりふや動きに挑戦
- ★「能」の観賞 (演目・船弁慶)
ふなべんけい



平成26年8月8日(金)

会場◆国立能楽堂・2階研修能舞台

第1部 午前10時30分～12時30分

第2部 午後2時～午後4時

※開場は各20分前/第1部・2部とも同じ内容です

<入場料> 無料 (要事前申込 7/24(木)必着)

<定員> 各回100名(先着順)

<対象> 小学3年生から中学3年生

主催◆文化庁 共催◆公益社団法人 能楽協会 東京支部

協 力◆独立行政法人 日本芸術文化振興会

お問い合わせ◆TEL 03 (5925) 3871 公益社団法人 能楽協会 東京支部

公式URL <http://www.nohgaku.or.jp/>

能楽体験

能楽は約700年の歴史を有し、海外からも高く評価されています。教育の場においても、未来を担う子供達が自国の伝統文化を知ることが重要であり、教員の皆様には是非そのような機会を作って頂きたいを願っております。

能楽は約700年の歴史を有し、海外からも高く評価されています。教育の場においても、未来を担う子供達が自国の伝統文化を知ることが重要であり、教員の皆様には是非そのような機会を作って頂きたいを願っております。

なかなか身近に感じることがない能楽ですが、先ずは本セミナーを通して体験することから、能楽の楽しさや面白さ、奥深さを感じてみて下さい。多くの皆様のご参加をお待ち申し上げます。



参加費無料

水道橋セミナー
令和4年12月26日(月)
10:00~12:30
会場:宝生能楽堂
[羽衣]

水道橋セミナー
令和4年12月26日(月)
14:00~16:30
会場:宝生能楽堂
[数盛]

横浜セミナー 1日目
令和5年1月21日(土)
10:30~13:00
会場:神明能楽堂
[羽衣]

横浜セミナー 2日目
令和5年1月22日(日)
10:30~13:00
会場:横浜能楽堂
[羽衣]

目黒セミナー
令和5年2月11日(土)
10:00~12:30
会場:十四世若原六太夫能楽堂
[羽衣]

各セミナー共通

【対象】小中学校教員、教職課程の学生 【定員】50名(先着順、事前申込)
※上記以外の教員の方もお待ちしております。

主催:文化庁・公益社団法人能楽協会 問合せ:公益社団法人能楽協会
TEL:03-5925-3871(平日10:00~16:00) https://www.nohgaku.or.jp/

「能楽体験 教員セミナー」専用申込書

受付番号
※2桁目以降

●お申込み方法●

◆下記の事項をご記入の上、公益社団法人能楽協会まで FAX、E-mail又は能楽協会HP特設フォームでお申込み下さい。

FAX:03-5925-3872

E-mail:kyoin-seminar@nohgaku.or.jp

申込フォームURL:https://www.nohgaku.or.jp/kyoin-seminar



- ◆受付番号は、お申込み後、2週間程度でお知らせ致します。万が一届かない場合は、ご一報頂けますと幸いです。
 - ◆受付番号の連絡に必要となりますので、「FAX・E-mail」の欄は必ずご記載下さい。
 - ◆メールアドレスを記載頂く場合は、nohgaku.or.jp のドメインを必須設定をお願い致します。
 - ◆受付番号をご連絡致しますので、当日受付にて番号をお申し出下さい。
- ※持ち物は特にございません。

1. 申込セミナー (ご希望の□に ✓をお付け下さい)	<input type="checkbox"/> R4. 12 / 26(月) 水道橋セミナー[羽衣] <input type="checkbox"/> R4. 12 / 26(月) 水道橋セミナー[数盛] <input type="checkbox"/> R5. 1 / 21(土) 横浜セミナー(1日目)[羽衣] <input type="checkbox"/> R5. 1 / 22(日) 横浜セミナー(2日目)[羽衣] <input type="checkbox"/> R5. 2 / 11(土) 目黒セミナー[羽衣]
2. ふりがな 参加者、性別	(男・女)
3. 学校名	
4. 学科 (○印をお付け下さい)	音楽科 ・ 国語科 ・ その他 ()
5. 連絡先住所 (○印をお付け下さい)	〒 - (勤務先・ご自宅)
6. 電話	() -
7. FAX・E-mail (いずれかの記載必須)	() - / @
8. ご要望等 (自由にご記入下さい)	

※上記、個人情報是非協会プライバシーポリシーに則り厳正に管理し、本事業のご連絡、決断報告、ご同意事項以外には使用致しません。

※定員になり次第締切とさせていただきます。
※申込内容に不備がある場合は、応募が無効になることがありますので、ご了承下さい。



「羽衣」深掘りセミナー

能楽屈指の人気曲。まずはご覧いただきたい一曲です。
中学校音楽教科書にも掲載され、毎年セミナーでも好評です。



「敦盛」深掘りセミナー

「平家物語」を典拠としており、国語・社会・音楽等、
各教科で活用ができます。

水道橋セミナー

令和4年12月26日(月) 10:00~12:30

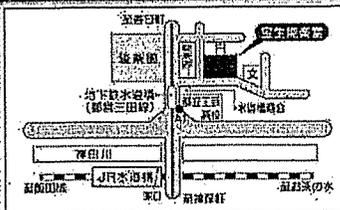
◇会場 宝生能楽堂

TEL:03-3811-1843 〒113-0033 東京都文京区本郷1-5-9

◇アクセス

- JR中央・総武線「水道橋駅」東口より徒歩3分
- 都営三田線「水道橋駅」より徒歩1分

※駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用下さい。



水道橋セミナー

令和4年12月26日(月) 14:00~16:30

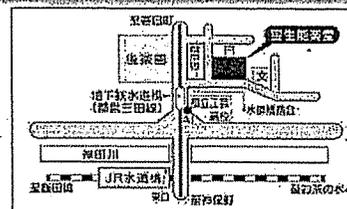
◇会場 宝生能楽堂

TEL:03-3811-1843 〒113-0033 東京都文京区本郷1-5-9

◇アクセス

- JR中央・総武線「水道橋駅」東口より徒歩3分
- 都営三田線「水道橋駅」より徒歩1分

※駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用下さい。



横浜セミナー

令和5年1月21日(土) 10:30~13:00
1月22日(日) 10:30~13:00

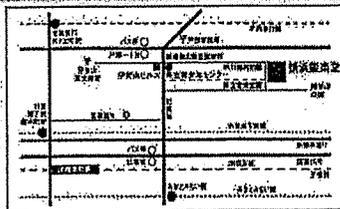
◇会場 横浜能楽堂

TEL:015-263-9055 〒220-0041 神奈川県横浜市中区北葉4-1-27-2

◇アクセス

- JR東横線「横浜駅」東口より徒歩15分
- 京浜東北線「横浜駅」東口より徒歩15分
- 京浜東北線「横浜駅」東口より徒歩15分
- 京浜東北線「横浜駅」東口より徒歩15分

※タクシー利用の場合は、有料から所費約1000円。 ※駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用下さい。



目黒セミナー

令和5年2月11日(土) 10:00~12:30

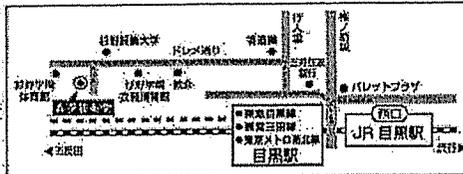
◇会場

十四世若多六平太記念能楽堂

TEL:03-4491-5811
〒151-8521 東京都目黒区北目黒1-6-9

◇アクセス

- JR東横線「都営三田線」目黒駅南口より徒歩7分
- 都営三田線「目黒駅」南口より徒歩7分



主に地域の能楽堂を活用
特別な空間で能楽体験

能面・能装束や
能の型(演技)も紹介



- ① 能楽のお話
- ② 能楽観子 (笛・小鼓・大鼓・太鼓)の紹介
- ③ 能・能上(一部)
- ④ 太鼓の稽古
- ⑤ 謡の稽古
- ⑥ 意見交換、質疑応答

※⑤は「羽衣」深掘りセミナー「羽衣」も、「敦盛」深掘りセミナー「敦盛」も同様です。



能の音楽も
丁寧に解説



観客をたっぷり堪能いただけます

2023年 6月 29日

確認書

文京区教育委員会 殿

住所（所在地） 〒169-0075
東京都新宿区高田馬場4-40-13
双秀ビル

申請者（申請団体）

公益社団法人能楽協



代表者名

理事長 観世鍬之丞

文京区教育委員会 共催・後援名義を申請するに当たり、文京区教育委員会
後援名義等使用承認要綱を遵守し、以下の行為は行いません。

- 1 営利を目的とした行為
(物品の販売、会員の勧誘、営利目的事業の宣伝・チラシ配付等の行為)
- 2 政治的又は宗教的な行為
- 3 その他委員会の教育方針等に反する行為

仮に違反した場合、後援名義等使用承認要綱に基づき、後援名義使用の承認を
取消されることを了解しています。